

質問・回答書

令和6年4月24日

件 名 門真市立北巣本小学校土壤汚染状況調査業務委託

	質 問	回 答
1	配置予定技術者調書（様式B）につきまして、本業務では担当技術者に資格等の条件が課せられておりませんが、担当技術者についても調書の届出が必要でしょうか。	担当技術者につきましては、資格等の条件は課しておりませんが、調書の届出は必要です。
2	管理技術者（主任技術者）と照査技術者は兼ねることはできませんが、担当技術者については管理技術者（主任技術者）又は照査技術者と兼ねることはできますか。	「仕様書第1章5(5)担当技術者は管理技術者（主任技術者）及び照査技術者と兼ねることはできない」としておりますので、仕様書をご参照ください。
3	本業務は、令和5年7月の「門真市立北巣本小学校土地利用履歴調査業務委託」の結果に基づき、表層土壌調査と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の1の規定に係る土壌汚染状況調査計画書については提出済です。
4	特記仕様書の4. 調査内容の(1)12)表層調査に係る打合せ協議について、管理技術者は着手及び調査終了後のみ同席でよろしいでしょうか。	着手時、調査終了後にて同席をお願いします。
5	特記仕様書の4. 調査内容の(1)14)～16)の関係機関協議の同席は担当技術者のみでよろしいでしょうか。	大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の3の規定による土壌汚染状況調査結果報告書（もしくは土壌汚染対策法第4条の2項調査報告書）にかかる関係機関協議となりますので、土壌汚染調査技術管理者の資格を有する方の同席が必要です。
6	特記仕様書の4. 調査内容の(1)14)～16)の関係機関協議はそれぞれ何回程度想定されていますでしょうか。	それぞれ1回程度想定しております。
7		
8		

回 答	(e-mailアドレス) kyk02@city.kadoma.osaka.jp
	門真市教育委員会事務局 教育部 教育企画課
	電話 06(6902)5779 FAX 06(6900)2323